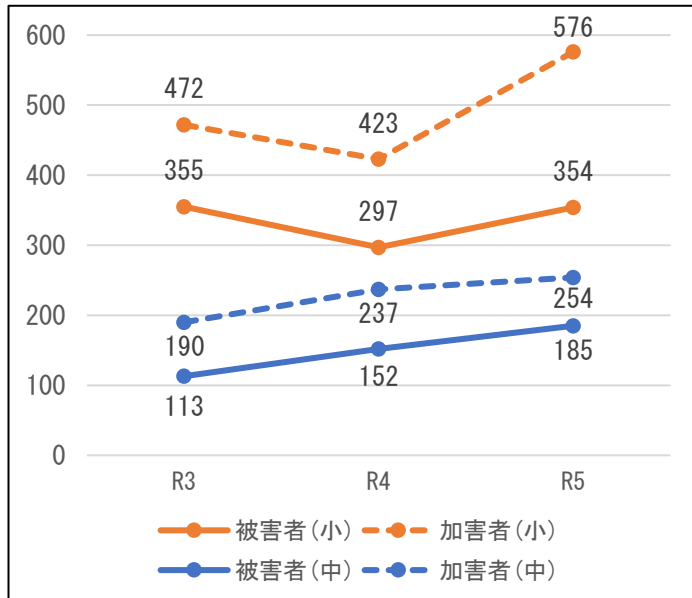


令和 5 年度 出雲市立小・中学校における問題行動及び不登校の状況について

1 いじめの状況

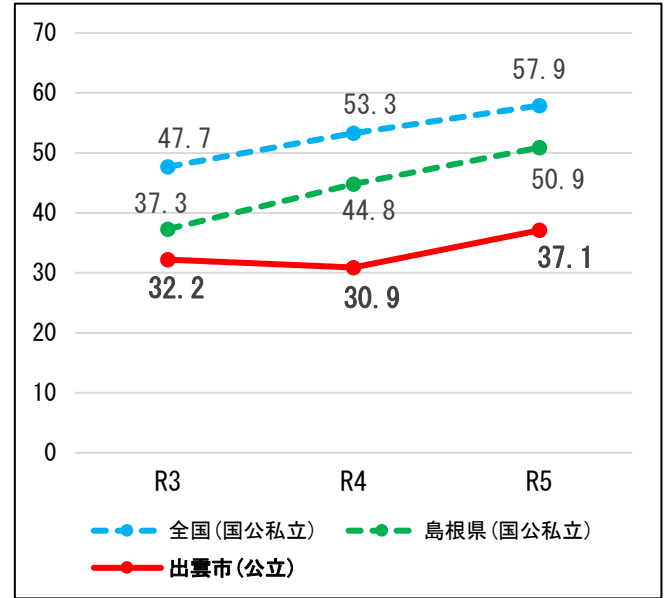
(1) いじめ被害者数 (認知件数) 及び加害者数

【単位：人】



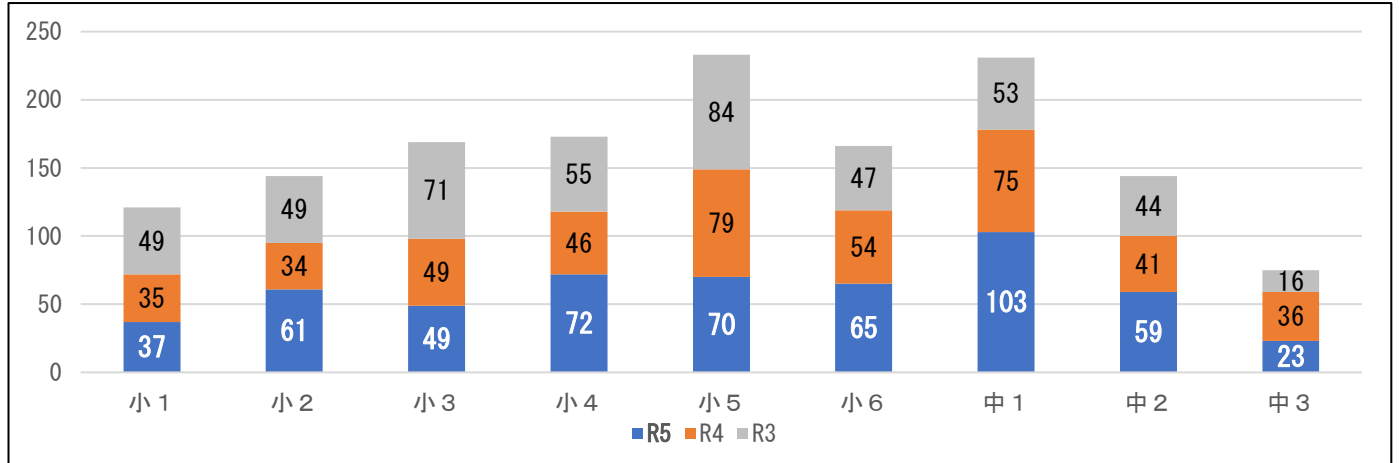
(2) 1,000 人あたりのいじめ認知件数

全国・県との比較 【単位：件】



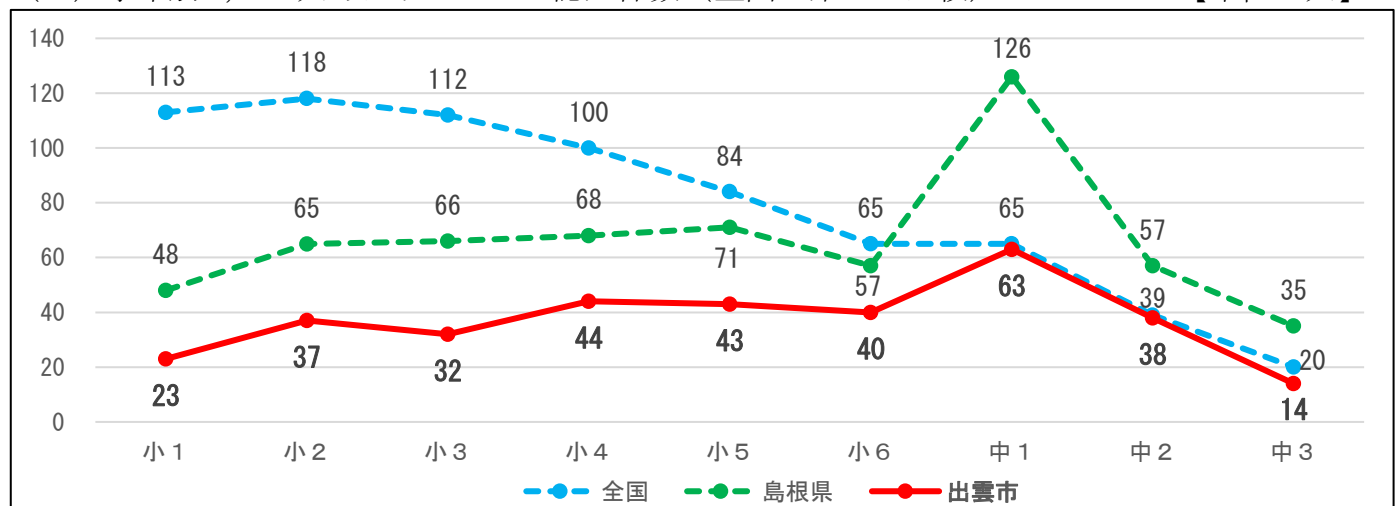
(3) 学年別のいじめの認知件数

【単位：件】



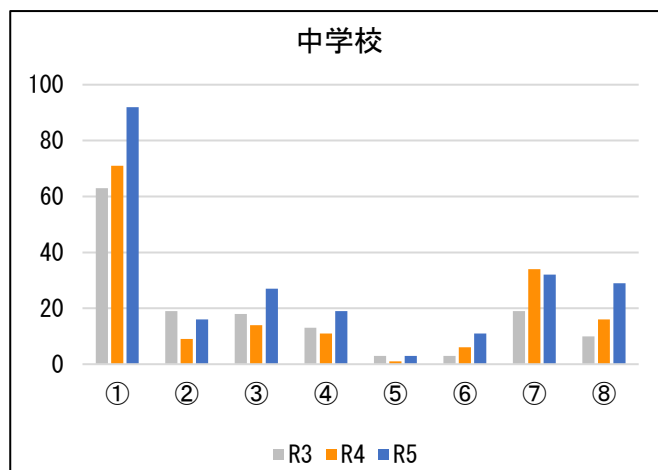
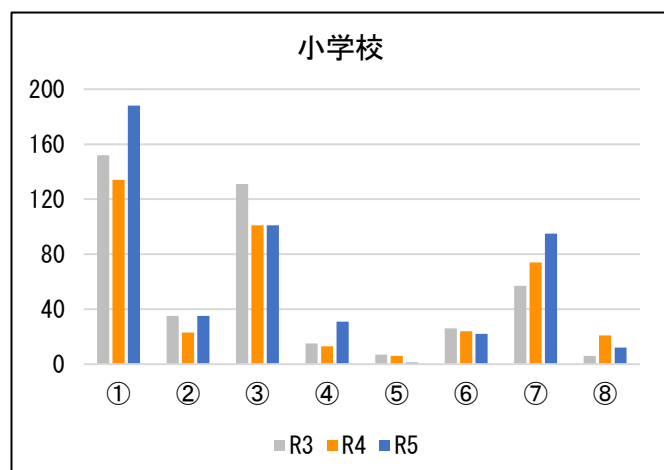
(4) 学年別 1,000 人あたりのいじめ認知件数 (全国・県との比較)

【単位：人】



(5) いじめの態様 (※発生した事案1件につき複数回答可として調査)

【単位：件】



- 【凡例】
- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

2 いじめの解消率

令和5年度中に発生したいじめ事案の解消率（市追跡調査による）

小学校 99.4% 中学校 99.5%

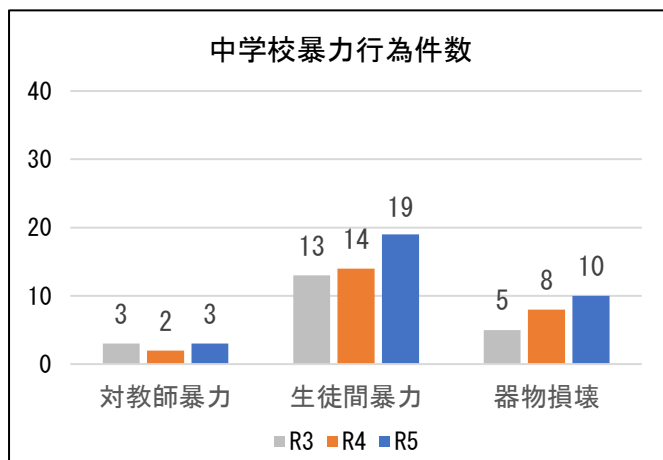
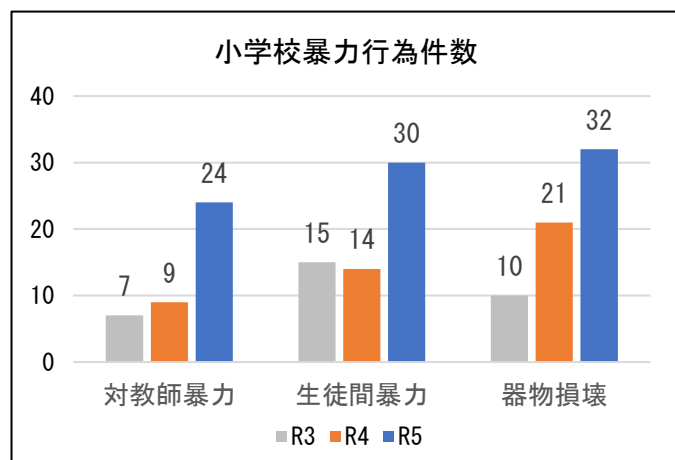
※いじめ解消の要件（国いじめ防止基本方針）

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月が目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 暴力行為発生件数

【単位：件】



- ・対教師暴力（例）教師に指導され、感情がコントロールできず思わず手を出した。
- ・生徒間暴力（例）生徒どうしがけんかとなり、双方が相手を叩いた。
- ・器物損壊（例）イライラして、学校施設や備品等を壊した。

4 出雲市のいじめ対策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

①出雲市いじめ問題対策連絡協議会【法第14条第1項】(年間1回)

内 容：いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携強化

【委員】14名(関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体の代表者等)

②出雲市いじめ問題対策委員会【法第14条第3項】(年間3回)

内 容：出雲市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための施策についての審議と提言、いじめへの対処について検討と助言

【委員】7名(関係行政機関の職員、学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるSC・SSW等)

(2) 教職員に対する取組

①いじめ対応研修(年間各1回)

ア. 管理職研修(対象：新任・転入・採用管理職)

内 容：市内で発生したいじめ事案からの教訓と教職員に求められる意識改革

イ. 教職員研修(対象：いじめ対応コーディネーター)

内 容：アンケートQUの有効な活用方法について

②いじめ防止に係る学校訪問(年間計5回以上)

内 容：管理職・関係職員と面談、いじめの防止等の取組状況把握、発生事案への対応、相談、児童生徒観察

③教育長等による、いじめ問題への対応状況に特化した校長面接(年間2回)

内 容：学校のいじめ問題の状況及びその対策、不登校等の状況についての把握、助言・指導

(3) 児童生徒に対する取組

①出雲市フレンドシップ事業

内 容：中学校生徒会リーダー・担当者研修会(対象：生徒会リーダー及び担当者)
・「出雲市フレンドシップ宣言2024(いじめゼロ宣言)」の作成・発表・採決
・「集団づくり・仲間づくり」に関する情報交換

②「出雲市フレンドシップ宣言2024(いじめゼロ宣言)」の周知・啓発

内 容：ポスター・チラシ配付、タブレットPC壁紙配信、宣言を活かした取組推進

(4) 保護者に対する取組

①ネットトラブル対応保護者等研修会(年間1回)

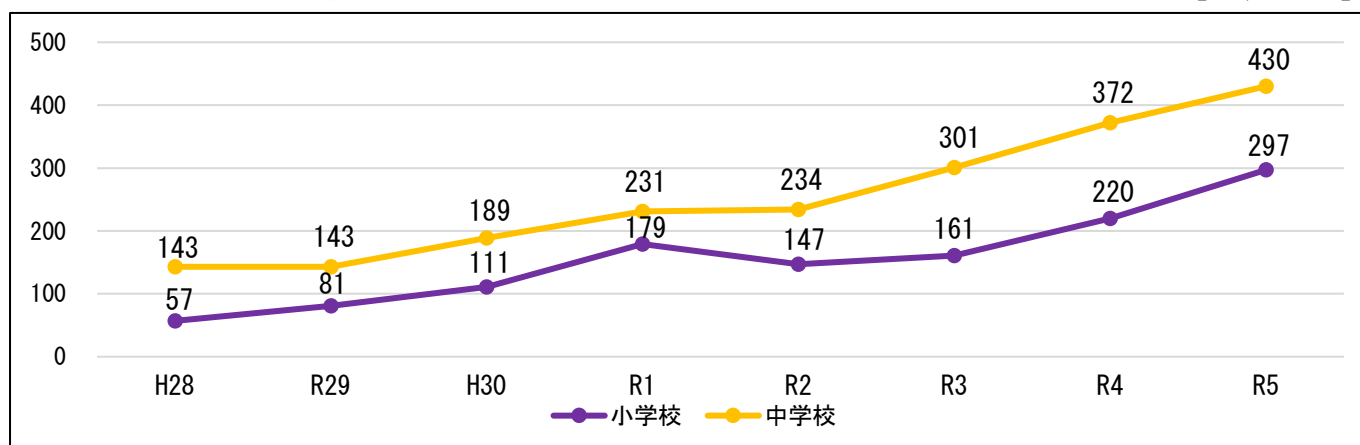
対 象：保護者、教職員等

内 容：ネットトラブル事案の傾向把握、未然防止の意識の高揚

5 不登校の状況

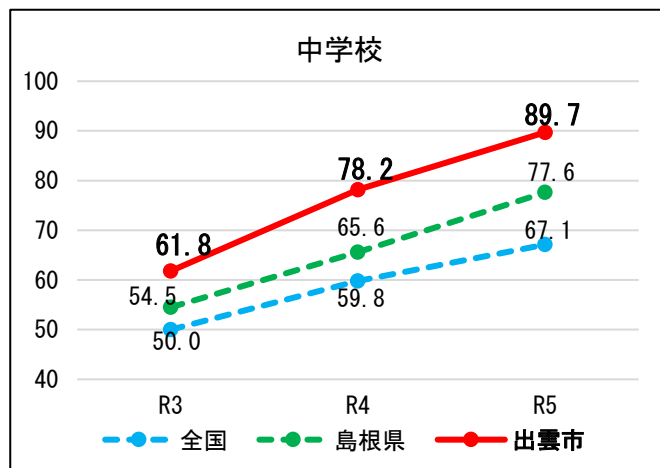
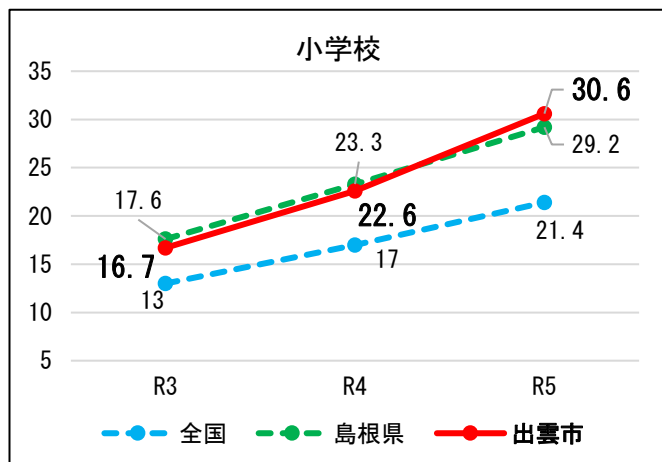
(1) 不登校児童生徒数の推移

※「不登校児童生徒」とは、「病気」・「経済的」・「その他」の理由以外で年間30日以上欠席している児童生徒
【単位：人】

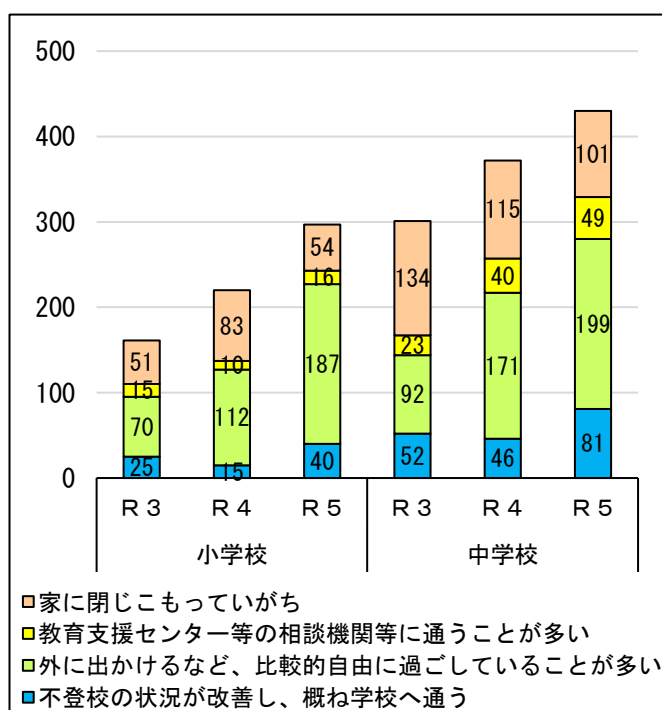


(2) 不登校児童生徒の割合 (1,000人あたりの不登校児童生徒数)

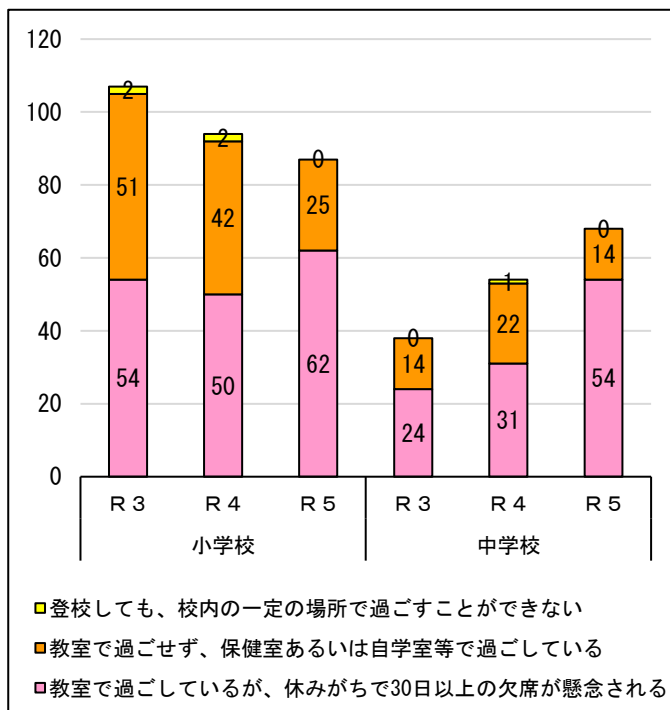
【単位：人】



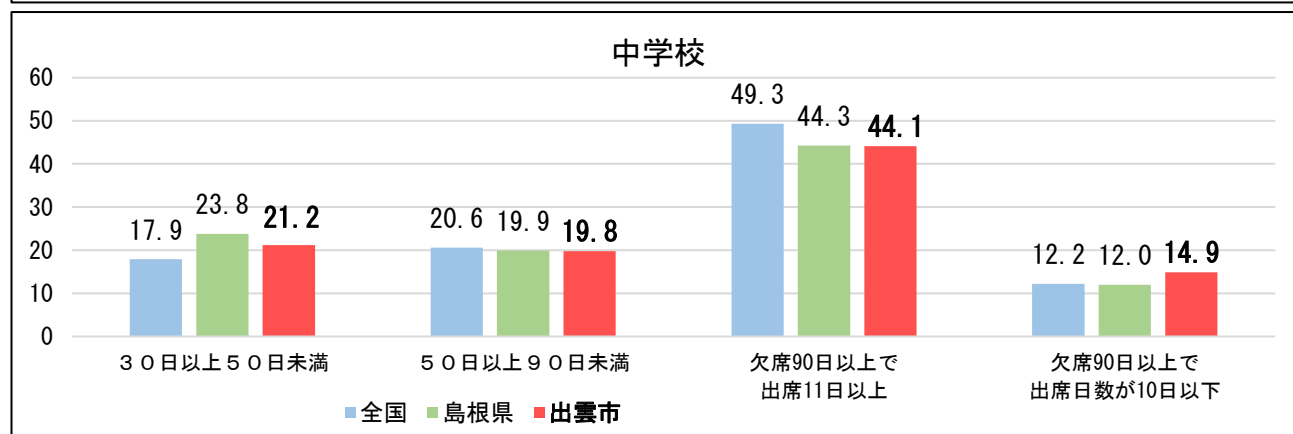
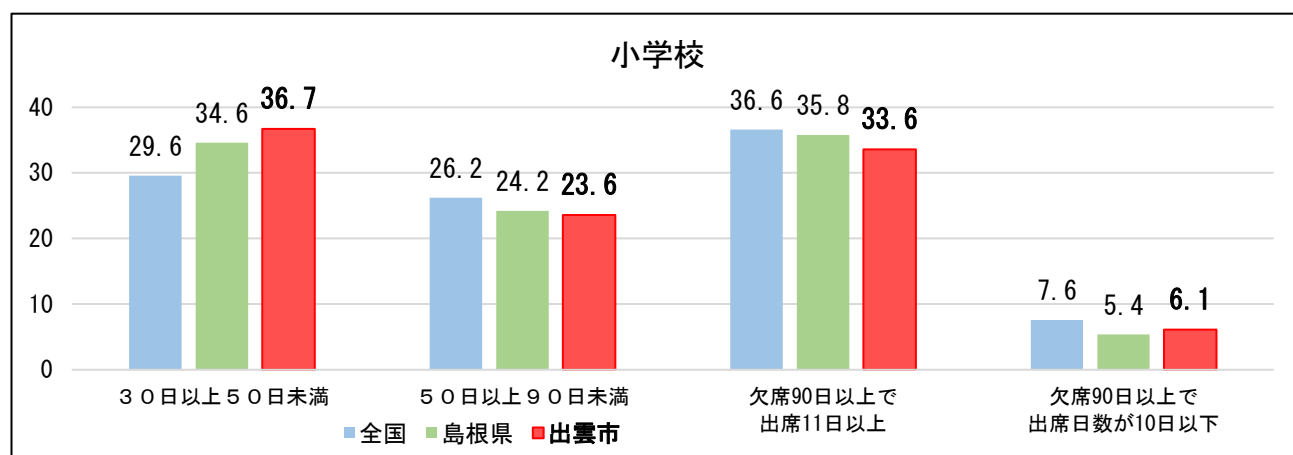
(3) 不登校児童生徒の状況【単位：人】



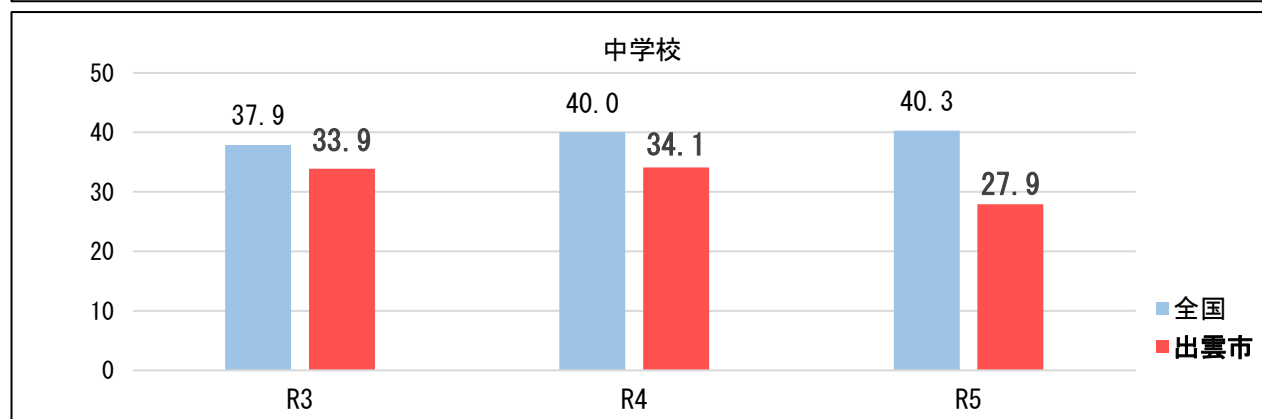
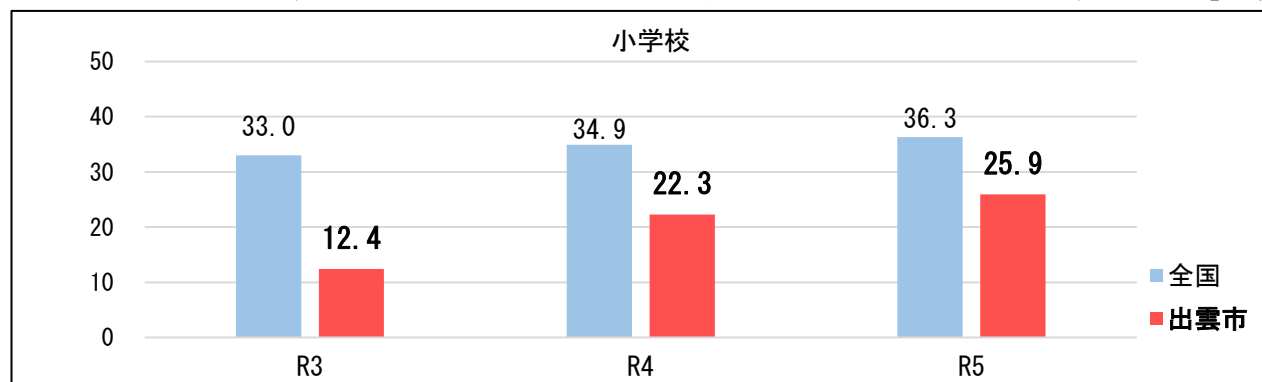
(4) 不登校傾向の児童生徒の状況【単位：人】



(5) 不登校児童生徒の欠席日数別の割合【単位：％】



(6) 不登校児童生徒のうち、専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合【単位：％】



※専門的な相談・指導等

(校外) 教育支援センター(市が設置)、教育センター(県が設置)、児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、民間施設等

(校内) 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校相談員等

6 出雲市の不登校対策

令和6年2月に「出雲市不登校対策指針」を策定し、「不登校の未然防止に努めるとともに、不登校になったとしても、学校だけではなく多様な学びの場を確保し、個々の学びを保障する」という基本的な考え方のもと各施策に取り組んでいく。

(1) 未然防止

①アンケートQUの実施

内 容：学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定

対 象：小学校3年生～中学校3年生までの全児童生徒（年2回）

②人間関係づくり・対話力育成の取組（通称：だんだんプロジェクト）

内 容：4人程度のグループで10分間、一定のルールの中で様々な話題について児童生徒が話し合う活動

実施校：小学校27校 中学校14校 計41校/47校（分校を除く）

研 修：よりよい短時間グループアプローチの在り方について理解を深めるための教職員研修会を実施

(2) 早期対応

①学校の初期対応についての周知

内 容：欠席1日目：電話連絡 欠席2日目：家庭訪問 欠席3日目：組織対応
欠席が続いた場合、週1回以上の本人確認と支援の継続

②不登校相談員の配置

配置校数：小学校12校、中学校14校

支援内容：教室に入りにくい児童生徒への学習支援や家庭訪問の実施
児童生徒並びに保護者相談の実施

③ほっとルームの設置

内 容：教室に入りづらい児童生徒が学校で安心して過ごせる学びの場として、校内に教室以外の専用の部屋を確保

(3) 自立支援

①教育支援センターの設置

対 象：不登校児童生徒

支援内容：個別または小集団での学習や、体験的活動の実施
学校復帰及び社会的自立をめざした支援の実施

支援実績

【単位：人】

教育支援センター名	小学校			中学校		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
すずらん教室	4	6	4	16	10	19
光人塾	7	2	3	9	15	18
コスモス教室	8	1	3	2	4	8
合 計	19	9	10	27	29	45

②不登校対策指導員の配置（３人）

対 象：家に閉じこもっていがちな児童生徒及び保護者

支援内容：家庭訪問や体験的活動の実施、親の会の開催支援

支援実績

【単位：人】

区分	小学校			中学校		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
不登校対策指導員が支援した児童生徒	8	10	5	8	5	8

③児童生徒支援調整員の配置（１人）

対 象：不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒

支援内容：不登校児童生徒等の支援に係る学校と教育支援センターとの連絡・調整

④心理相談員の配置（１人）

対 象：教育支援センターや不登校対策指導員が支援する児童生徒

支援内容：カウンセリングの実施

（４）教育相談体制の強化

①スクールカウンセラー（ＳＣ）の配置（分校を除く全小・中学校に配置）

支援内容：児童生徒への心理的な支援の実施

②スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣（全小・中学校に派遣）

支援内容：関係機関との連絡・調整、児童生徒を取り巻く環境や状況の改善

（５）ＩＣＴ機器を活用した支援

①児童生徒の心と体の状態把握（未然防止）

②ほっとルームと学級や自宅との接続（早期対応・自立支援）

③教育支援センターと学校や自宅との接続（早期対応・自立支援）

④不登校対策指導員による相談や学習支援（早期対応・自立支援）

（６）保護者への支援

不登校児童生徒の保護者が、情報交換等をしながら、保護者同士がつながる場となる「憩いの会」を開催し、相談の場を確保するなどして、保護者の不安の軽減等につなげる。